

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

賞与引当金

…教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

退職給与引当金

…退職金の支給に備えるため、期末要支給額の 100%を計上している。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 改正後の学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 28 号）に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

(2) 賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額

有形固定資産 94,482,737 円

無形固定資産 3,258,498 円

4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額

0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

なし

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

200,000 円

7. 当該会計年度の末日において第 4 号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第 4 号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. セグメント情報

設定すべきセグメントが、セグメント「その他」以外に一のみであるため、省略している。

9. 重要な偶発債務

なし

10. 子法人に関する事項

なし

11. 学校法人の出資による会社に係る事項

なし

12. 関連当事者との取引の内容に関する事項

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

属性	役員、 法人等 の名称	住所	資本又は 出資金	事業 内容 又は 職業	議決 権の 所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	勘定 科目	期末残高	他の注記事項との関係		
						役員 の兼 任等	事業上 の関係					子法 人	出資 会社	学校法 人間取 引
関係 法人	医療法 人錦秀 会 (注1)	大阪市 住吉区	4,450,000	病院 の経 営他	-	兼任 2名	病院内 での実 習の実 施	実習経 費の支 払 (注2)	6,231,000	未払金	4,243,158			

(注1) 医療法人錦秀会は当学校法人の役員又はその近親者が代表者である法人である。

(注2) 取引価格は、市場の実勢価格を勘案して決定している。

13. 学校法人間の財務取引

なし

14. 重要な後発事象

なし

15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

下記の不動産について、用途制限等に係る条件付無償譲渡契約に基づき、大阪府河内長野市を権利者とする条件付所有権移転仮登記が付されている。

土地 234,961,920 円

建物 141,880,661 円